

生駒市条例第34号

生駒市個人番号利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例の一部を改正する条例

(生駒市個人番号利用条例の一部改正)

第1条 生駒市個人番号利用条例(平成27年12月生駒市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条第1項及び第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる本市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる本市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表に次のように加え、同表を別表第1とする。

6 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	私立幼稚園に就園する園児の保育料等を減免する幼稚園設置者に対して補助金を交付する事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって、規則で定めるもの

（生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。